

プラスチック汚染に関する条約交渉の これまでの動きと今後の見通し

2024年7月

経済産業省
GXグループ
資源循環経済課

「海洋プラスチックごみ問題」という社会課題

海岸に漂着したプラスチックごみ



@静岡県富士市

海洋環境への影響



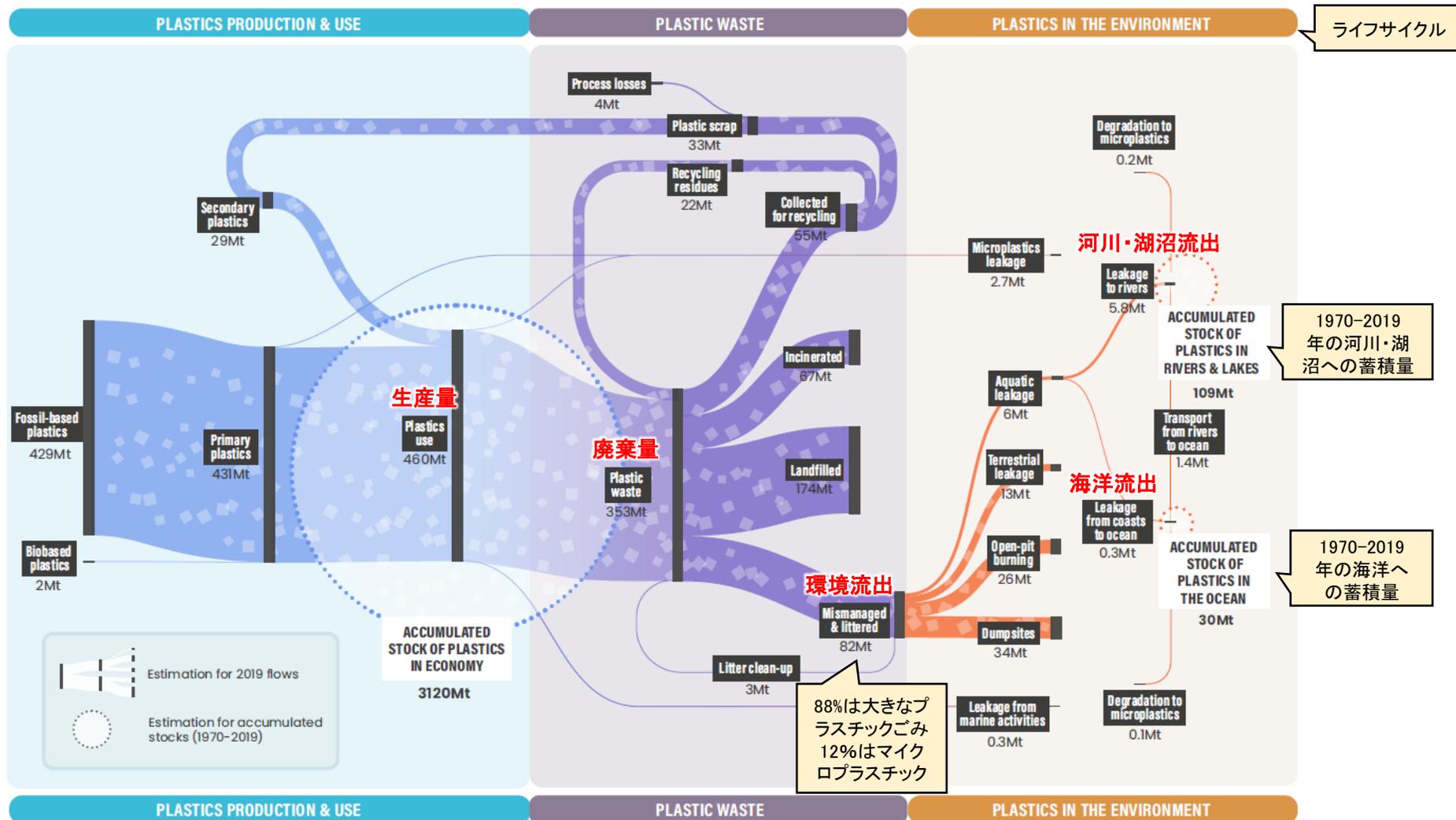
ビニールを啜えたウミガメ

<出典> 静岡県HP、国際連合HP

- ✓ **世界のプラスチック廃棄物は20年前の2倍に**
廃棄物の2/3は、製品寿命の短いものに由来（容器包装、消費財、テキスタイル）
- ✓ **リサイクルされているのは9%**（多くは焼却または埋め立て）
- ✓ **不適切な廃棄物管理が環境流出の主因**
<OECDプラスチックアウトLOOK（2022）>
- ✓ **「2050年には海洋プラごみが魚の量を上回る」との予測**
<世界経済フォーラム（2016年）>（現状のペースでプラスチックごみが増え続けた場合）

(参考) 世界のプラスチックのライフサイクル

- ◆ 世界のプラスチックの年間生産量は2019年に460Mtに達し、廃棄量は353Mtとなっている。そのうちリサイクルされたものは9%、焼却処分は19%、埋立は50%、残りの22% (82Mt) は環境中に流出している。
- ◆ 環境中に流出した82Mtのうち、5.8Mtは河川・湖沼へ、0.3Mtは海洋へ流出している。1970年-2019年までの蓄積量として、河川・湖沼が109Mt、海洋が30Mtと推計されている。



(参考) 海洋プラスチックごみの流出量 (国別)

■ 海洋プラスチックの最大の排出国はフィリピン、インド、マレーシア、中国、インドネシア、ベトナムなどアジア諸国が続くが、南米ブラジルも上位 (2019)

Country	↓	Share of global plastic waste emitted to the ocean percent • 2019	↓
Asia			80.99%
Philippines			36.38%
India			12.92%
Africa			7.99%
Malaysia			7.46%
China			7.22%
Indonesia			5.75%
South America			5.51%
North America			4.50%
Brazil			3.86%
Vietnam			2.88%
Bangladesh			2.52%
Thailand			2.33%
Nigeria			1.90%
Turkey			1.46%
Cameroon			1.09%
Sri Lanka			0.99%
Guatemala			0.73%
Haiti			0.71%
Dominican Republic			0.64%
Venezuela			0.61%
...			

出所: Meijer et al. (2021). More than 1000 rivers account for 80% of global riverine plastic emissions into the ocean. Science Advances.

<https://advances.sciencemag.org/content/7/18/eaaz5803>

(参考) 海洋プラスチックごみの漏出量

■ Jambeckらの2015年の論文によると、2010年時点で海洋プラスチックの漏出量が最も多い国は、中国、インドネシア、フィリピン、ベトナム、スリランカと続く。2025年にも上位国にはアジアが多い

Rank	Year 2010		Year 2025		% pop. change since 2010
	Country	Mismanaged plastic waste [MMT/year]	Country	Mismanaged plastic waste [MMT/year]	
1	China	8.82	China	17.81	3.7%
2	Indonesia	3.22	Indonesia	7.42	11.9%
3	Philippines	1.88	Philippines	5.09	26.0%
4	Vietnam	1.83	Vietnam	4.17	13.3%
5	Sri Lanka	1.59	India	2.88	18.7%
6	Thailand	1.03	Nigeria	2.48	45.1%
7	Egypt	0.97	Bangladesh	2.21	18.5%
8	Malaysia	0.94	Thailand	2.18	5.4%
9	Nigeria	0.85	Egypt	1.94	25.0%
10	Bangladesh	0.79	Sri Lanka	1.92	9.0%
11	South Africa	0.63	Malaysia	1.77	23.6%
12	India	0.60	Pakistan	1.22	26.6%
13	Algeria	0.52	Burma	1.15	11.1%
14	Turkey	0.49	Algeria	1.02	18.4%
15	Pakistan	0.48	Brazil	0.95	10.6%
16	Brazil	0.47	South Africa	0.84	7.2%
17	Burma	0.46	Turkey	0.79	16.2%
18	Morocco	0.31	Senegal	0.74	44.3%
19	Korea, North	0.30	Morocco	0.71	14.1%
20	United States	0.28	North Korea	0.61	5.0%

*Top 20 countries ranked by mass of mismanaged plastic waste in 2010 and 2025, with percent increase in coastal population from 2010 to 2025. MMT, million metric tons

出所: Jenna R. Jambeck et. al. (2015) Plastic waste inputs from land into the ocean, Science 347, 768 (2015) DOI: 10.1126/science.1260352

プラ汚染条約交渉（INC）開始に至る経緯

- 2015年6月にドイツ・エルマウで開催されたG7サミットで、海洋ごみ、特にプラスチックごみが世界的課題であることが首脳レベルで初めて提起され、行動計画策定に合意。
- 2019年G20大阪サミットで、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン（OBOV）」を共有。全世界での実現に向け、G20以外の国々にも広くビジョン共有を働きかけ（現時点で、87の国と地域が共有）。また、対策の実施枠組みにも合意。
- 2022年3月、国連環境総会において、「プラスチック汚染を終わらせる」ことを目的として、法的拘束力のある国際文書（条約）策定のための政府間交渉委員会（INC）設置、2024年末までに作業を終える野心に合意。

国連環境総会

(UNEA; United Nations Environment Assembly)

- 2012年の国連持続可能な開発会議(リオ+20)で、UNEP強化の一環として、全国連加盟国参加の総会を、2年に一度、ケニア・ナイロビで開催することに合意。閣僚宣言や決議を通じ、環境に関する政府間行動を促進。第1回会合を2014年6月に開催。

G7独エルマウサミット 2015年6月

海洋ごみ問題
対処行動計画
* 海洋プラごみ問題
をG7で初提起

UNEA3 2017年12月

海洋ごみ、マイクロプラ
専門家会合
(AHEG) 設置

※AHEGは2020年
12月まで計4回開催

G7加 シャルルバックサミット 2018年6月

海洋プラ憲章
* 含期限付数値目標
* 日米不参加

G20 大阪サミット 2019年6月

OBOV共有
実施枠組み

海ごみとプラ
汚染閣僚会合
2021年9月
国際約束に
向けた閣僚宣言

UNEA5.2 2022年3月

INC
(政府間
交渉委員会)
設置に合意
(条約交渉開始)

2024年
多くの国が
参加する
国際約束
の合意

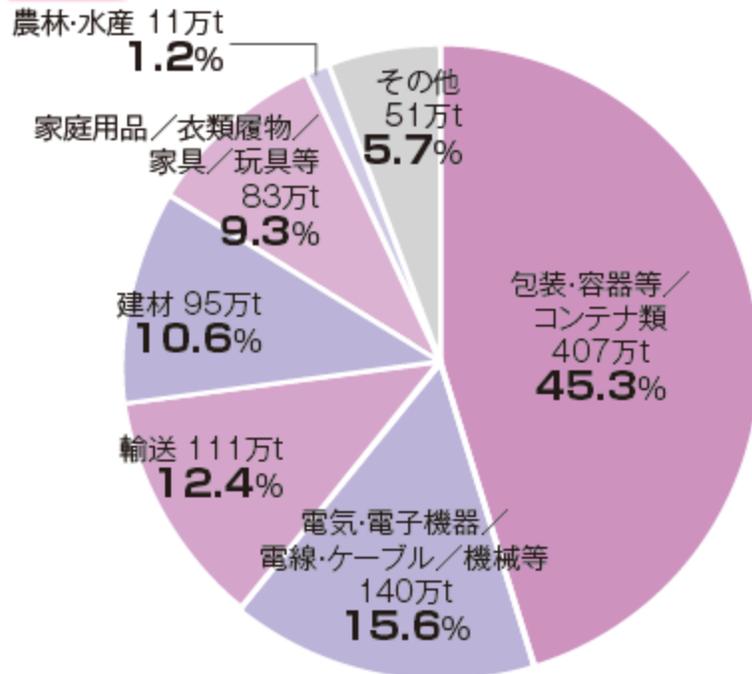
全世界の取組の進展

- プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際約束を作るための政府間交渉委員会の設立を決定。
- 政府間交渉委員会は2022年後半から開始し、2024年までに作業を完了することを目指す。
- その他、国際約束の内容や、INCで検討すべき事項に合意。

製品別プラスチックの使用、排出内訳

国内樹脂製品消費量
900万t

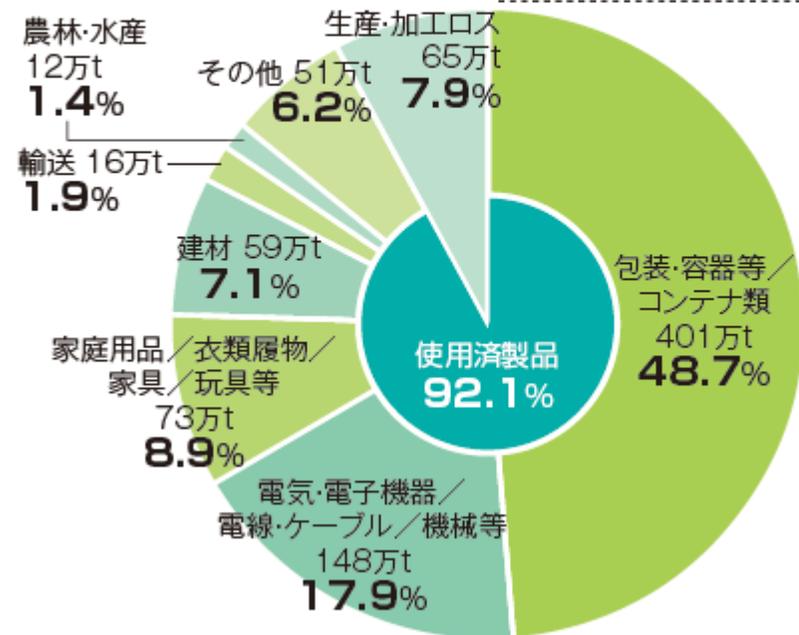
② 国内樹脂製品消費量(900万t)の分野別内訳



廃プラ総排出量
824万t

③ 廃プラ総排出量(824万t)の内訳

[分野別内訳]





2021年

プラスチックのマテリアルフロー図 (プラスチック製品・廃棄物・再資源化フロー図)

<出典> プラスチック製品の生産・廃棄・再資源化・処理処分状況
一般社団法人 プラスチック循環利用協会 2022年

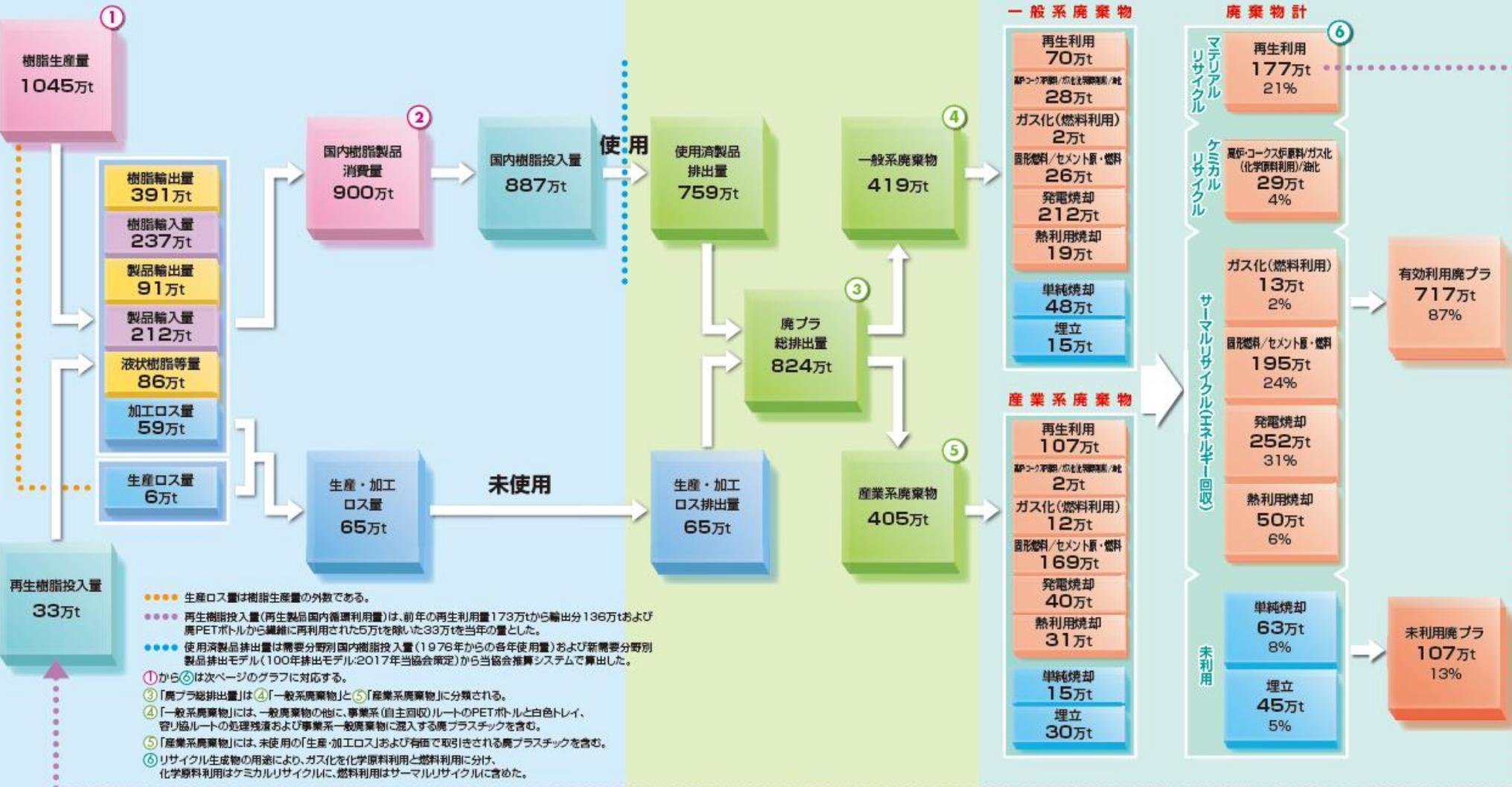
一般社団法人 プラスチック循環利用協会

※当協会を取り扱う「プラスチック」には、合成ゴム、合成繊維、塗料・接着剤等の液状樹脂は含まれていない。

樹脂製造・製品加工・市場投入段階

排出段階

処理処分段階



※四捨五入による数値の不一致は一部存在する。

流出の多くが新興国・途上国とも言われていることから、これらの国々を含む世界全体で取り組むことが重要。
→G20での「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」、
「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」の共有



大阪ブルー・オーシャン・ビジョン

- G20首脳が、**共通のグローバルなビジョンとして共有**
- 他国や国際機関等にもビジョンの共有を呼びかけ（2021年4月現在、**86の国と地域**が共有）

「社会にとってのプラスチックの重要な役割を認識しつつ、改善された廃棄物管理及び革新的な解決策によって、管理を誤ったプラスチックごみの流出を減らすことを含む、包括的なライフサイクルアプローチを通じて、**2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す。**」

G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組

- G20持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合で採択
- (1)G20各国は、以下の**自主的取組を実施し、効果的な対策と成果を共有・更新**することを通じた**相互学習を行う**
- ①適正な廃棄物管理、②海洋プラスチックごみ回収、
 - ③革新的な解決策（イノベーション）の展開、④各国の能力強化のための国際協力など
- (2)G20各国は、協調して、①国際協力の推進、②イノベーションの推進、③科学的知見の共有、④多様な関係者の関与と意識向上等を実施するとともに、G20以外にも展開
- 上記を、G20首脳が承認

「我々はまた、「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」を支持する。」

G7 結果概要

2040年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心に合意（大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの2050年からの10年前倒し）。

● G7札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合 コミュニケの要点（2023/4/15-16）

<プラスチック汚染>

- 2040年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心を持って、プラスチック汚染を終わらせることを確約。
- 条約策定に向けた政府間交渉委員会にG7が積極的かつ建設的に参加。野心的かつ包摂的な枠組みを目指す。

● G7広島サミット 首脳コミュニケ【抜粋】（2023/5/19-21）

<環境>

- 我々は、2040年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心を持って、プラスチック汚染を終わらせることにコミットしている。
- これを念頭に、我々は、包括的なライフサイクル・アプローチを踏まえ、我々の行動を継続し、発展させることを決意する。我々は、政府間交渉委員会（INC）のプロセスを支持し、2024年末までにプラスチックのライフサイクル全体をカバーする法的拘束力のある国際文書の作業を完了することを目的としたパリでの次回交渉に期待し、野心的な成果を求める。

UNEA決議5/14の概要

- ◆ 2022年3月、2024年までに作業を完了させるとの野心をもって、プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際約束策定に向けた政府間交渉委員会を設立することをUNEA決議5/14で決定。
- ◆ UNEA決議5/14では、条約に含まれるべき条文等について、以下に言及している。

<UNEA決議5/14の概要> (条約に含まれるべき条文の要素等)

- ◆ 政府間交渉委員会が、海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力のある文書（以下「文書」という）を策定することを決定する。この文書には、**拘束力のあるアプローチと自発的なアプローチの両方を含み** (could include)、**プラスチックのライフサイクル全体に対処する包括的なアプローチ**に基づき、とりわけ環境と開発に関するリオ宣言の原則、各国の状況と能力を考慮し、**以下の条項を含むものとする。**
 - 国際約束の**目的**の特定
 - **特に、資源効率及びサーキュラーエコノミーのアプローチを通じて、製品設計、環境上適正な廃棄物管理を通じて、プラスチックの持続可能な生産と消費を促進**
 - 海洋環境におけるプラスチック汚染を減らすための**国内外の協調的取組の促進**
 - **国別行動計画**の策定、実施、更新
 - 国際約束の**実施状況及び実効性に関する評価**

※UNEA決議5/14 [リンク](#)

<交渉スケジュール>



プラスチック汚染対策に係る条約交渉：日本のサブミッション内容

プラスチック条約政府間交渉事務局に含めるべき要素について各国サブミッションの提出が求められ、我が国は、途上国を含む主なプラスチック消費国・排出国が参加する実効的・進歩的な枠組みにすべきとの立場で、概要下記の内容で2月13日に提出。

1. 目標・目的

- プラスチック汚染による海洋等の環境及び生物多様性への悪影響を軽減し、あり得べきリスクから人間の健康を守る。
- 健康へのリスクは、科学的知見及びエビデンスの進展に基づき慎重に考慮すべき。
- プラスチックの社会における重要な役割を認識。
- 追加的汚染をゼロにするという共通目標が必要。80か国以上が共有する「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」は2050年を目標年としている。目標年については、現在、2040年とすることに多くの支持が集まりつつある。すべての国が共有可能な野心ある目標を交渉すべき。

2. 主要義務

- プラスチックの循環経済の促進及び環境への排出を抑制していくメカニズムを社会全体で構築する。
- ライフサイクルのすべての段階で、3 R + Renewable等循環に向けた必要な措置を取る。
(補足) ※措置の例は次頁下(参考)参照。
- 需要側の意識向上等の変化によって生産側にも変化が生じる。供給側の措置に加えて需要側の変化を促すべき。
- 定義の調和、製品設計の改善、持続可能性のための技術的ガイドラインを採択すべき。
- 製造や使用に関わる措置は画一的な一律規制であるべきではない。こうした措置は各国の事情と社会経済的影響を考慮しなければならない。仮に規制を行う際は、確固たる科学的エビデンスと専門家による議論を通じて審査されるべき。

供給側(製造側)のみの偏った規制への牽制。
日本は専門家による議論を行うことを提案。

3. 国別行動計画

- 国別行動計画は国主導の行動を加速させる観点から最も重要。
- 各国は中期・長期戦略を定め、これに目標、行動、関連指標を含める。
- 各国の措置は客観的データとエビデンスによって進捗の可視化を実現する。
- 各国がプラスチックのライフサイクルのフローを可視化することが重要。これにより、各国の状況に応じた対策の優先分野を見える化する。
- 標準化した定期報告とピアレビューに基づき、透明性のある強固なPDCAメカニズムとする。
- 定期報告により世界全体進捗の確認を行う。

4. 実施方法

- 効果的な支援の観点から、条約の目的と義務に照らして「**最も必要な (most in need)**」支援を対象とすべき。国や地域のニーズに基づき**廃棄物管理、分別、リサイクル**等の最も効果的な措置を支援対象とすべき。
- 支援にはすべてのステークホルダーによる関与が不可欠。既存の公的資金メカニズムと民間セクターの資源の活用も重要。

5. 専門家グループによる議論

- INCのもとに専門家グループの立ち上げを提案。**社会経済的観点も含めた分析**を行い、提言を定義、基準等の検討に活用。

6. 科学的知見

- プラスチック量の実態把握・生物影響・技術イノベーション等の科学的知見の蓄積・評価・更新のための体制の構築が必要。

7. ステークホルダーによる関与

- 幅広いステークホルダーによる汚染の防止、行動の強化に向けた努力を通じた野心的かつ効果的なアプローチが必要。

(参考) 措置の例示リスト (一部抜粋)

※各国はすべての段階の措置を具体的なロードマップとともに国別行動計画で約束する。

生産段階

- プラスチック循環のループから外れたプラスチック（使い捨てプラスチック含む）の使用量を削減。
- 環境に配慮した持続可能な製品設計を向上。
- 代替素材の開発と使用促進
- いわゆる「問題のあるプラスチック（※）」の生産と使用を回避し、代替素材への転換を促進。※回収が困難でリサイクルできないもの
- 生産部門による使用済みプラスチックの回収及びリサイクル

流通・消費段階

- 使い捨てプラスチックの削減
- 流通・消費部門による使用済みプラスチックの回収及びリサイクル
- 世界的なプラスチック汚染問題と、プラスチック使用における行動変容の重要性についての意識啓発

廃棄物管理・ 処理段階

- プラスチックの分別、回収及びリサイクルシステムを全国的に確保。
- 環境上適正な廃棄物管理を確保するため、リサイクル能力を強化。
- 不法投棄・ごみ捨て防止、オープンダンピングの回避、適正な廃棄物処理の実施。
- 海洋やその他の環境へ排出されるプラスチックの回収

INC-2に向けた加盟国からの意見書 - 中核的義務・管理措置(1/3)

- 加盟国・地域グループの意見書から、中核的義務や管理措置の中で上流・中留・下流に分けて主なポイントやキーワードを抜粋・例示する。欧州では上流側の生産量の抑制や削減に言及する意見も。

	上流（原料採掘～材料生産）	中流（製品製造～使用）	下流（廃棄）
ルウェー	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一次プラスチックの生産量削減目標。付属書に掲げるポリマー、化学物質及びプラスチック製品の生産及び使用を排除・制限 	<ul style="list-style-type: none"> ○ CEに向けた包括的な設計基準を附属書で設定、COPで指針も策定。プラスチック製品中のリサイクル品の使用やリユース目標を設定。リユースについてはCOPで指針を策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物の回収とリサイクルの目標を設定、品質要件も。COPでガイドラインを策定。漁具は特出し。廃棄物管理だけではなく、レガシー廃棄物の対処も必要。
スイス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一次プラスチックポリマーの総供給量を削減 ・ 2040年までにプラスチック汚染を除去するという目標に合致したレベルに、プラスチック・ポリマーの一次生産の製造、輸出入を制限するための効果的な措置を実施するよう各締約国に要求 ・ 各締約国は、生産されたプラスチックポリマーの量及び種類並びに生産に適用された化学物質の量及び種類について報告 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設計、削減、再利用、修理を含むプラスチックを循環させるための規定 ・ 製品設計：市場に投入されるプラスチック製品及び包装が、付属書に掲げる基準及びCOPが採択する指針に適合することを確保 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 基準及び指針に照らしてプラスチック製品及び包装の適切な表示を確保。 ➢ 基準：耐久性、再利用可能性、修復可能性、懸念されるポリマーや化学物質の欠如、マイクロプラスチックの含有量と放出の可能性、リサイクルされた含有量、再製造とリサイクルの可能性、廃棄物の発生が予想されることなど。付属文書で作成。 ・ <u>リデュース、リユース、リペア</u>：COPで採択された指針に従い、プラスチック製品及び包装のリデュース、リユース、リペアを奨励。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ プラスチック（マイクロプラスチックを含む）の水、土壌および大気への放出を排除するための規定：廃棄物管理の改善とレガシープラスチック廃棄物の修復を含む <p>プラスチックの水、土壌、大気への放出を減らす：あらゆる発生源からのプラスチックの放出を削減し、最終的には排除。放出源のカテゴリーを有する附属書を作成すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>廃棄物管理（+リサイクル）</u>： <ul style="list-style-type: none"> ➢ プラスチック廃棄物が、無毒の二次材料の市場を促進し、利用可能にするための品質等の要件に沿って、収集、選別及びリサイクルされることを確保。 ➢ 廃棄物ヒエラルキーを考慮し、環境上適正な方法（ESM）でのプラスチック廃棄物の管理及び処分を確保。 ➢ 環境上健全でない廃棄物管理の慣行を制限、段階的に廃止。 ・ <u>廃プラスチックの修復</u>：関係主体と協力し、レガシー廃棄物の地域を特定し、優先順位を付け、対処し、環境的に健全な方法で、プラスチック廃棄物で汚染された水生環境及び陸域の修復するための計画を策定するよう奨励。
英国	<ul style="list-style-type: none"> ○ プラスチックの生産と消費を抑制するために法的拘束力のある目標を採用すべき。プラスチック製品・ポリマーの生産に関する国際的に合意された基準を含めるか検討すべき 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定の回避可能なプラスチック品目（代替品があるもの）の世界的な禁止または制限を含めるべき。なお、医療用途など一部の用途については、適用除外の可能性。 CE原則に従って適切に表示および設計されていることを保証 	<ul style="list-style-type: none"> ○ プラスチック廃棄物の環境上適正な管理のためのシステムを確立。期間内にリサイクルのために設計されたすべてのプラスチックの環境的に健全な収集、選別及びリサイクルを可能にする。再生プラスチックの最低含有率基準（プラスチック包装）、再生プラスチックの利用インセンティブ、回避可能なプラスチック廃棄物の削減やプラスチック廃棄物のリサイクルなどの目標
EU	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一次樹脂の供給量を削減管理措置としては例えば； ・ プラスチック一次原料の生産を削減する世界目標。例：「xx年以降、世界の年間プラスチック生産量は、特定された基準年xx（例えば2016年）を超えてはならない。」 ・ プラスチックの生産を制限または削減するという国の約束または目標。 ・ プラスチック一次原料の生産を削減するための市場ベースの措置を導入する各締約国の義務。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ プラスチック汚染防止のための循環型設計の義務 市場に投入されるプラスチック製品が一定の基準に沿ったものであることを確保。基準は目標にリンクすることが望ましく、付属書に含まれる可能性がある。 (a) 耐久性 (b) 再利用性・詰め替え性 (c) 回収・分別・リサイクルへの適合性 (d) アップグレード性、修復性、およびメンテナンスと改修の可能性と可用性 (e) 懸念されるすべての添加物およびそれらの添加物および成分を含む問題のあるモノマー/ポリマーの回避を強調した化学組成 (f) リサイクル材の取り込み (g) 梱包材の過剰使用や空隙の回避 (h) プラスチック製品（の一部）またはマイクロプラスチックの環境への損失/漏洩 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 再利用、回収、分別、リサイクルの義務。プラスチックの二次原料の使用を増やし、すべてのプラスチック廃棄物の環境に配慮した管理 循環経済を強化し、廃棄物ヒエラルキーを構築することを目的として、各締約国がプラスチック製品の再利用、プラスチック廃棄物の収集及びリサイクルのためのシステムを設定すること、並びに再利用可能な製品及び再生プラスチック原料に対する市場の需要を増大させるための政策、並びに環境上適正な廃棄物管理のための次の事項を含むべきである。

INC-2に向けた加盟国からの意見書 - 中核的義務・管理措置(2/3)

■ 加盟国の産業特性や地理的条件に応じて、上流や下流への重点の置き方が異なる。

	上流（原料採掘～材料生産）	中流（製品製造～使用）	下流（廃棄）
米国	△ 条約の規定を総合するとプラスチックの需要を押し下げる可能性もあると認識	○ 再利用を含むプラスチックの循環性の向上、使い捨てプラスチックを含むプラスチック廃棄物の発生を防止・削減（公共調達政策など）	○ プラスチック廃棄物の環境上適正な管理、二次プラスチックの需要を強化
中国	—	△ 生産や消費などのプラスチックのライフサイクルの他の段階では、異なる国の状況や開発経路に適応して、自主的なアプローチをとるべき。 （自主的アプローチ：生産と使用を削減し、代替品の研究開発を強化するため、様々な経済的および市場的ツールを統合的に採用できる）	◎ 管理措置は、プラスチック廃棄物の環境への漏洩の管理、具体的には、環境に漏洩しやすい廃棄物の収集、再利用、処分に焦点を当てるべき （中核的義務：リサイクル性の向上、国内のリサイクル率向上、廃プラの越境移動の制限）
サウジアラビア	—	△ 持続可能な開発のためのプラスチックの重要性	○ 環境や海洋プラスチックごみのさらなる汚染の削減。プラスチック廃棄物管理に必要なインフラへの投資
バラオ	○ 上流、中流、下流を含むプラスチックのライフサイクル全体に対応するプラスチック生産国の義務を明確に定義する；	○ 使い捨てや不要なプラスチックの生産を止める。 問題のある不要なプラスチックを排除、GHG排出なしにリサイクル可能なプラスチックの設計、下流を念頭に置いたプラスチックの開発・設計（開発途上国や島嶼国のプラスチック廃棄物への対応能力の理解）	○ プラスチックのEoL管理：（ごみの収集、分別・輸送、リサイクル、最終処分のための輸出に対処）、レガシー廃棄物に対処
アフリカグループ	○ プラスチック原料、ポリマー、リサイクル品の種類と量、成分のトレーサビリティ。 問題のある有害なプラスチック製品の生産、使用、取引を段階的に廃止。特定の製品、ポリマーまたは添加物の生産、消費および取引の削減メカニズム	○ 有毒化学物質を含むプラスチックの生産とリサイクルを管理、代替品のある特定プラスチック製品の禁止または管理（有害性、冗長性、リサイクル性、汚染リスク）、代替品のない特定プラスチック製品の段階的削減目標とスケジュール	○ プラスチック廃棄物の環境に配慮した管理（ESM）の推進と定義。プラスチック廃棄物の貿易の抑制。レガシープラスチックを含む対策。
GRULAC（代表：コスタリカ）	—	—	—
HAC（代表：ノルウェー、ルワンダ）	○ プラスチック一次ポリマーの生産量削減 （ノルウェーと同じ内容）	○ CEIに向けた包括的な設計基準を附属書で設定、COPで指針も策定。プラスチック製品中のリサイクル品の使用やリユース目標を設定。リユースについてはCOPで指針を策定 プラスチックの循環性：製品設計・製造段階、再利用（ノルウェーとほぼ同じ内容） リユースの一般的義務は記載に差異も）	○ 廃棄物の回収とリサイクルの目標を設定、品質要件も。COPでガイドラインを策定。廃棄物管理だけでなく、レガシー廃棄物の対処も必要。 ・ プラスチックの循環性：プラスチックごみのリサイクル （ノルウェーとほぼ同じ内容） ・ プラスチックの水、陸、大気への放出：最終処分のための廃棄物管理、廃プラスチックの修復（回収） （漁具の紛失、パレットの紛失、野焼きの排除規定、埋立地使用の削減目標は記載なしなど、ノルウェーと差異も）
AOSIS	△ 情報、表示（透明性） プラスチックの含有量、組成、リサイクル可能性に関する情報を含む、プラスチックのラベリングのための世界調和システムの開発	△ 代替、設計基準、循環性のための方法論 安全で持続可能な代替品と代替品の開発のためのプラットフォーム；設計基準の世界調和システムの開発とプラスチックの循環性を促進する方法論；設計基準のための地域的または世界的な調和のとれた取り決め、およびプラスチックの循環性を促進する方法論の開発の促進	○ 持続可能な廃棄物管理、EPR、漁具や公海での対策 ベストプラクティス、技術、技術を用いたアクセシビリティ、インフラ、収集、リサイクルを対象とした持続可能な廃棄物管理；海洋環境を中心とした環境中のゴーストギア汚染の解消；Extended Producer Responsibility/Liability (EPR/L) メカニズム；持続可能性・循環性を目的としないプラスチック廃棄物の取引禁止；海洋環境や国の管轄外の地域を含む環境におけるプラスチック汚染の修復

INC-2に向けた加盟国からの意見書 - 中核的義務・管理措置(3/3)

■ 東南アジア6カ国の意見書では以下のような内容を記載。

	上流（原料採掘～材料生産）	中流（製品製造～使用）	下流（廃棄）
フィリピン	-	<p>○プラスチック製品の循環を増やすことで、必要量と漏出率の両方を削減</p> <p>管理措置の例；</p> <ul style="list-style-type: none"> リユース・リサイクルを目的とした製品設計要求基準 特定の製品で使用できるポリマーの範囲の制限 人の健康にとって再利用を危険にする有害な添加物の排除 製品のラベリングと情報を調和、世界的な透明性を向上させる開示の義務 環境中で発見されたプラスチック製品の生産者/輸入者/販売地点へのトレーサビリティを確保するための技術要件 プラスチック製品の原材料を生産する産業のインベントリと監視 プラスチックの理想的な代替材料、または製品の組み合わせを特定 特定の種類のプラスチック、特に環境に有害な化学物質を放出するものに対する課税 サーキュラーエコノミーを推進。 	<p>○ プラスチック廃棄物の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物管理の改善などの漏洩防止策 リアクティブな対策（対症療法）だけではプラスチックの生産と消費の軌道を解決できないことを認識 固形廃棄物分別の徹底 特定の製品カテゴリ（例えば、飲料瓶やある種の漁具）に対するデポジット返却システムを含む拡大生産者責任（EPR）スキームの強制的な開発と実施
シンガポール	-	<p>△ 自主的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> リサイクル性と循環性を促進する市場ベースのインセンティブ、例えば、拡大生産者責任、リサイクル性と安全性を高めるためのラベリング リユースと経済的に実現可能なリサイクルを可能にする持続可能な設計基準 持続可能な代替手段と技術の革新と開発を促進する 使い捨てプラスチックを含む使い捨て製品の消費削減を推進 	<p>○ 廃棄物管理、リサイクル率向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境、特に海洋環境へのプラスチック汚染の漏洩を防止するため、総合的な廃棄物管理を実施 プラスチックごみの収集拡大に向けた取り組みを展開 リサイクル率向上に向けた戦略策定
カンボジア	<p>○ 世界全体のプラスチック生産量の抑制と削減</p> <p>石油及びプラスチックを生産する世界的な多国籍企業が、低・中所得国がプラスチック廃棄物を効果的に収集し、リサイクルすることを支援するためのEPR義務</p>	<p>○ 不要、リサイクルできない、有害なものの規制、リユース、リサイクル、生分解・堆肥化</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 使い捨てプラスチックを含む非必須プラスチックの段階的廃止、 2) 経済的にリサイクルできないプラスチック製品、有害物質および添加物の禁止および排除、 3) 他のプラスチックを製品規格/ラベルに沿って再利用およびリサイクル可能にする。 4) プラスチックに代わる生分解性・堆肥化製品の使用を促進する。 5) 循環的措置の推進・適応(例：環境に優しい代替品、リサイクル、再利用、プラスチックの修理) 	<p>○ 不適正な取引や処分の規制、廃棄物管理</p> <ol style="list-style-type: none"> 6) プラスチック廃棄物の不法取引、投棄及び処分の禁止及び執行 7) 環境に配慮したプラスチック廃棄物の管理（レガシー廃棄物を含む）
タイ	<p>○ バージンプラスチックの生産と利用を最小限に抑える。プラスチックまたはプラスチック生産における有害な化学物質/添加剤の使用を制限または禁止。環境的で革新的な代替手段を奨励</p>	<p>○ 不必要かつ過剰な使用の削減、消費者が自主的に汚染を減らすためのガイドライン/勧告を規定</p>	<p>○ 廃棄物管理を確保するための管理措置や技術移転のための手続的措置</p>
マレーシア	-	<p>○ 問題のある使い捨ての不要なプラスチックの生産を減らす</p>	<p>○ 規制措置は、プラスチックのライフサイクル全体、特にプラスチック廃棄物の管理とその処分を対象とし、漸進的にバリューチェーンを引き上げるべき</p>
インドネシア	<p>○ バージンプラスチックの生産と流通の削減、有害物質の削減及び除去に関する事項</p>	<p>○ 回避可能・不要・リサイクルできない使い捨てプラスチックの使用と販売の防止、再生プラスチックの使用と販売、消費後の回収は生産者、輸入者、小売業者にも責任がある</p>	<p>○ 廃棄物管理システムの改善</p> <p>消費後の製品および包装を再利用、リサイクル、処理（生産者、輸入者、および小売業者の責任）</p> <p>プラスチック廃棄物の適切な処理技術の提供、実施（政府）</p>

(参考) 条約ゼロドラフトの全体構成 (2023年9月 (INC3前) に議長より提示)

Part I (前文、目的 等)

Part II

1. 1次プラスチックポリマー

オプション1. 世界一律の規制

オプション2. 世界で目標設定 + 各国規制

オプション3. 各国規制 (各国措置に生産・供給レベルの管理、削減が明記)

2. 懸念のある化学物質とポリマー

オプション1. 世界一律の規制

オプション2. 各国規制 + 世界一律の規制

オプション3. 各国規制 (各国措置に世界共通の基準に基づいた使用の不許可、規制が明記)

3. 短寿命で使い捨てのプラスチック製品や、意図的に添加されたマイクロプラスチックを含む、問題のある回避可能なプラスチック製品

a. 短寿命で使い捨てのプラスチック製品を含む、問題のある回避可能なプラスチック製品

オプション1. 世界一律の規制

オプション2. 各国規制 (各国措置に世界共通の基準に基づいた生産、販売、流通、輸出入の削減、不許可が明記)

b. 意図的に添加されたマイクロプラスチック

オプション1. 世界一律の規制

オプション2. 各国規制 (各国措置に世界共通の基準に基づいた生産、販売、流通、輸出入の削減、不許可が明記)

3bis. マイクロ、ナノプラスチック

4. 締約国が要請に応じて利用できる免除

4bis. 専用の作業プログラム

5. 製品の設計、構成、性能

a. 製品の設計と性能

b. プラスチックとプラスチック製品のリデュース、リユース、再充填、修理

c. 再生プラスチックの使用

d. 代替プラスチック

6. 非プラスチック代替品

7. 拡大生産者責任

8. プラスチックの排出と放出 (非意図的なマイクロプラ漏出対策等)

9. 廃棄物管理

a. 廃棄物管理

b. 漁具

10. リストされた化学物質、ポリマー、製品、プラスチック廃棄物の取引

a. リストされた化学物質、ポリマー、製品の取引

b. プラスチック廃棄物の越境移動

11. 海洋環境を含む既存のプラスチック汚染

12. 正当な移行

13. 透明性、追跡、モニタリング、ラベリング

13bis. Part IIに関する包括規定

Part III (資金調達、キャパシティ・ビルディング、技術支援、技術移転 等)

Part IV (国別計画、評価とモニタリング、国際協力 等)

Part V (事務局機能 等)

Part VI (最終規定)

付録：各規制の基準を定める附属書

条約ゼロドラフトの論点

● 昨年9月にINC議長より提示されたゼロドラフト（条文案）は、一次プラスチックの生産総量規制等、上流サイドに対する厳格な一律の規制がオプションとして含まれており、仮に本オプションが採用されれば、大量消費国・排出国が参加しづらい、バランスや実効性を欠いた枠組みとなる懸念を含んでいる。

＜条約ゼロドラフトの概要＞ * ①、②、③は選択肢・オプションを指す。詳細は次ページ以降参照。

（１）1次プラスチックポリマー

① 世界共通削減目標、② 世界＋各国削減目標、③ 各国規制（目標なし、各国で削減等）

（２）懸念のある化学物質とポリマー

① 世界一律規制（リスト化された化学物質に対する生産・使用の禁止・削減等）

② 各国＋世界一律規制（各国で化学物質管理規制＋リスト化された化学物質を含む製品の生産禁止等）

③ 各国規制（世界共通基準に基づき各国で規制（使用不許可等））

（３）問題のある回避可能なプラスチック製品

a. 短寿命・使い捨てプラスチック製品等

① 世界一律規制（リスト化されたプラ製品の生産禁止等）

② 各国規制（世界共通基準に基づき各国で規制（対象製品リスト化→削減・不許可等））

b. 意図的に添加するマイクロプラスチック

① 世界一律規制（意図的に添加する全マイクロプラの一律禁止（例外リストあり））

② 各国規制（世界共通基準に基づき生産、販売、流通、輸出入の削減、不許可）

【参考】Part II 1. 一次プラスチックポリマー

要素		オプション1 (世界で一律規制) ※一律の目標・期限あり	オプション2 (世界で目標設定＋各国規制) ※共通の目標・期限あり	オプション3 (各国規制) ※共通の目標・期限なし
1次プラスチックポリマー(パーズンプラスチック)	本文	1. 締約国は、一次プラスチックポリマー(その原料及び前駆体を含む)の製造による人健康又は環境への悪影響の可能性を防止し、緩和する。		
		2. 各締約国は、一次プラスチックポリマーの生産・供給レベルに関する削減目標(共通)を設定する。(注1)	2. 締約国は、一次プラスチックポリマーの目標(共通)達成するため、(注2) 各国で国内目標を設定し、生産・供給を管理・削減する。	2. 締約国は、一次プラスチックポリマーの 各国で生産・国内供給レベルを管理・削減するための措置をとる
	・各締約国は、市場・価格に基づく措置、生産補助金・その他財政上のインセンティブの撤廃、生産者への規制要件を講じるべき			
	附属書	・世界的なベースライン、期限及び削減目標	・世界的なベースライン、期限及び世界目標	

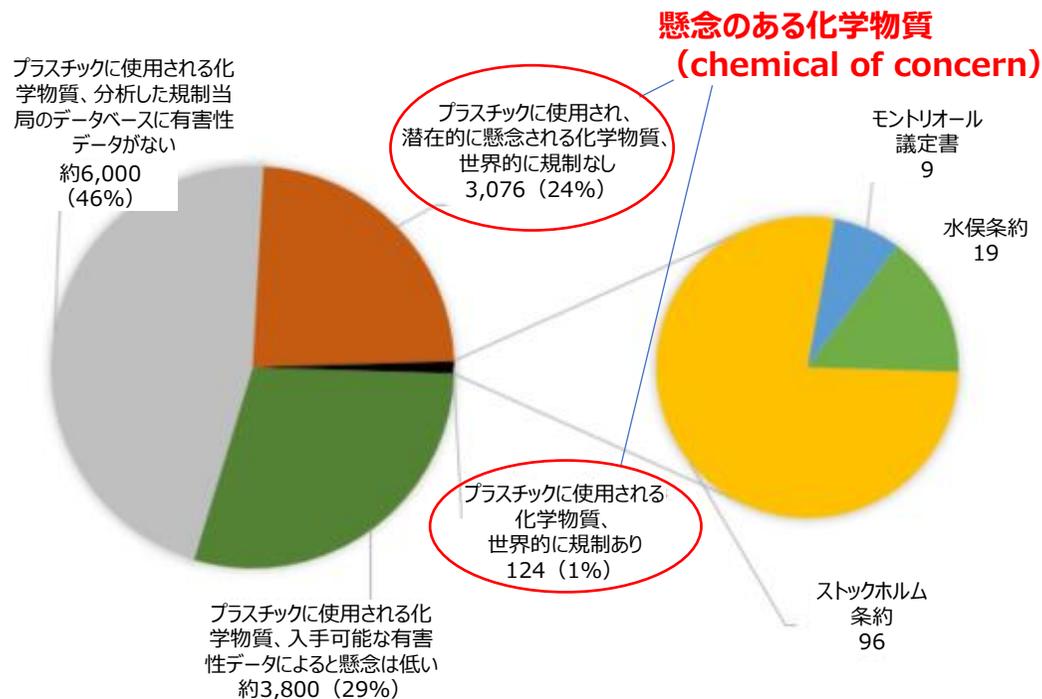
(注1) 共通の削減目標：例えば、確立されたベースライン年と比較して生産及び供給を所定の割合で削減し、決められた期間内に達成するものとして定義される。

(注2) 世界目標：例えば、確立されたベースライン年と比較した世界的な生産及び供給の所定のパーセンテージの削減であり、定義された期間内に達成されるものと定義される。

【参考】懸念のある約3,200の化学物質（UNEP報告書：Chemicals in Plastics）

- ◆ UNEPの報告書では、プラスチックには約13,000の化学物質がモノマー、添加剤、加工助剤として意図的に添加されるか、意図しない形で添加されている一方、モントリオール議定書、水俣条約、ストックホルム条約規制対象となっている物質は約1%となる124物質に過ぎず、約3,200の化学物質については懸念があるものの世界的に規制がない、また、46%となる約6,000物質についてはデータがないとしている。
- ◆ こうした状況を受けて、新条約に、プラスチックに含まれる懸念のある化学物質に対する規制的措施を含めるべきとの主張が展開され、条約ドラフトにも関連の規定案が含まれている。

潜在的な懸念があり、既存の環境関連条約で対象となっている化学物質の数



(※) 3,235種類の化学物質とは

- プラスチックに使用された可能性のある13,000の化学物質がモノマー、添加剤、加工助剤、および意図しない添加物として特定され、そのうち3,235物質が潜在的に懸念される化学物質として特定された。
- 2つの包括的なレビュー (Aurisano et al., 2021年; Wiesinger et al., 2021年) から整理したもの。
- Aurisano et al., 2021
いずれの国で懸念物質とされている1476物質を抽出。
- Wiesinger et al., 2021年
各物質のハザード情報をもとに該当する懸念物質として、2,486物質を抽出。
- 上記2つの研究から抽出されたCAS番号や化学名が若干異なっているため、化学物質が若干重複する可能性を削除した結果、3,235物質が特定された。

【参考】Part II 2.懸念のある化学物質／ポリマー

要素		オプション1 (世界で一律規制) ※共通のリスト・基準・期限あり	オプション2 (各国規制＋世界一律規制) ※共通のリストあり、基準・期限なし	オプション3 (各国規制) ※共通の基準あり、期限なし
懸念のある化学物質／ポリマー	本文	<p>1.各締約国は、<u>基準(共通)</u>に基づき、リスト化(共通)された(注1)、化学物質・群・ポリマーを含むプラポリマー・プラ製品の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造段階における使用の不許可及び排除(期限あり) ・生産・販売・流通・輸出入の不許可及び排除(期限あり) <p>に必要な措置をとる</p>	<p>1.<u>締約国</u>は、各国でライフサイクル全体で安全かつ環境的に配慮した管理を妨げる可能性(人健康又は再使用・修理・リサイクルの可能性)のある特性を有する化学物質・群・ポリマーのプラポリマー・プラ・プラ製品における使用・存在の最小化及び排除に必要な措置をとる</p> <p>2.リスト化(共通)された、化学物質・群・ポリマーを含むプラポリマー・プラ・プラ製品(注2)の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用・存在の不許可又は規制 	<p>1.各締約国は、基準(共通)に基づき、<u>各国</u>でライフサイクル全体で安全かつ環境的に配慮した管理を妨げる可能性(人健康又は再使用・修理・リサイクルの可能性)のある特性を有する化学物質・群・ポリマーのプラ・プラ製品における使用・存在を不許可又は規制に必要な措置をとる</p>
		<p>環境への放出防止・最小化(リサイクル性、安全で環境に配慮した管理を助長する方法)。製造者・輸入者から政府への有害情報等(リサイクル性も含む)の提供、製造者・輸入者による適切な表示・ラベル付与</p>		
	附属書	<ul style="list-style-type: none"> ・懸念のある化学物質とポリマーの決定基準 ・禁止又は制限の対象となる化学物質とポリマーのリスト及び適用される管理措置(排除・フェーズアウトの期限含む) ・情報開示、マーキング、ラベリング要件 	<ul style="list-style-type: none"> ・禁止又は制限の対象となる化学物質とポリマーのリスト ・情報開示、マーキング、ラベリング要件 	<ul style="list-style-type: none"> ・懸念のある化学物質とポリマーの決定基準(人健康または環境に悪影響を及ぼす可能性のある)

【参考】Part II 2.懸念のある化学物質／ポリマー

(注1)

1. 附属書に以下を盛り込むことを想定している。

(i)懸念のある化学物質、化学物質群、ポリマーを決定する基準

(ii)懸念のある特定の化学物質、化学物質群、ポリマー

(iii) 関連する段階的廃止期間を含む、関連する管理措置と可能性のある排除

2. 加盟国は、ストックホルム条約やロッテルダム条約など、プラスチックやプラスチック製品の生産に使用される特定の化学物質や物質が扱われている既存の多国間環境協定（MEAs）を考慮したいと考えるかもしれない。

(注2) プラスチック製品: 包装を含め、すべてプラスチックでできているか、プラスチックを含む製品を指す。

参考1 : 懸念のある化学物質/ポリマーの潜在的決定基準(INC2の事務局資料)はP9,10参照

参考2 : 懸念のある化学物質/ポリマーの潜在的リスト(INC2の事務局資料)はP11を参照

参考：懸念のある化学物質/ポリマーの潜在的決定基準のイメージ 1 / 2

附属書(UNEP/PP/INC.2/4)

B.潜在的付属文書：懸念のあるポリマーと化学物質のリスト、懸念のあるポリマーと化学物質を決定する基準、禁止、段階的廃止、削減、管理の可能な時期(2)

- (i) 懸念のあるポリマーと化学物質を決定するための潜在的な基準：
- a. 環境および/または人の健康に有害な化学物質(以下の性質を持つ化学物質または化学物質群を含む)：
 - (a) 発がん性、変異原性、生殖毒性
例：ポリウレタン(PUR)の難燃剤として使用されるリン酸トリス(2-クロロエチル)(TCEP)、PVCの安定剤として使用される鉛やカドミウムなど
 - (b) 内分泌かく乱物質
例：DEHP、DBP、BBP、DIBPなど、可塑剤としてよく使用されるフタル酸エステル類など
 - (c) 上記と同等の懸念がある物質、
例：免疫系、神経系、特定の臓器に影響を及ぼす物質(免疫毒性または神経毒性、STOT RE)
 - (d) 残留性、生物蓄積性、環境毒性(PBT)
 - (e) 非常に残留性かつ非常に生物蓄積性(vPvB)
例：プラスチックの添加剤としての臭素系難燃剤など
 - (f) 残留性・移動性・毒性物質(PMT)
 - (g) 非常に残留性で非常に移動しやすい物質(vPvM)
例：プラスチック包装材の汚染物質PFASや、添加剤としての臭素系難燃剤など。

【参考】懸念のある化学物質/ポリマーの潜在的決定基準のイメージ 2 / 2

附属書(UNEP/PP/INC.2/4)

B.潜在的付属文書：懸念のあるポリマーと化学物質のリスト、懸念のあるポリマーと化学物質を決定する基準、禁止、段階的廃止、削減、管理の可能な時期(2)

- (i) 懸念のあるポリマーと化学物質を決定するための潜在的な基準：
 - b. 安全で高品質な副資材のリサイクル性や循環性を阻害、以下を含む：
 - (a) 容易にリサイクルできないポリマー
 - (b) 特定の化学物質、化学物質群、ポリマー、ポリマーミックスの使用（再利用リサイクル性を高めるために製品構成を簡素化し、無害な二次市場を開発）
 - (c) 臭素系難燃剤
 - c. 環境中での分解が遅い、または分解されないことによるものを含む、放出のリスク：
 - (a) オキシ分解性プラスチック製品
 - (b) 特定の使い捨てプラスチック製品
 - (c) 意図的に添加されたマイクロプラスチック
 - d. オゾン層破壊物質および地球温暖化物質
 - e. 懸念の高いポリマー
 - f. プラスチック製品からの移行／放出の可能性。

【参考】問題あるプラ製品（規制対象の基準や製品・素材の例示）

- ◆ 問題がある・回避可能なプラ製品の該当範囲・基準や、具体的な対象製品・素材、規制措置の内容（フェーズアウト等）についてはいずれも今後の交渉事項であるが、以下のような基準や製品・素材が交渉の俎上にあがっている状況（いずれもこれが全てではない）。

基準	対象製品・素材
<p>「問題ある」の基準</p> <p>1. 以下のように、製品がそのライフサイクル中に環境、生物多様性、または人健康に危害を及ぼす可能性があること。</p> <p>a. <u>マイクロプラスチックに分解されることで、有害な副産物、排出物、または放出物を排出する可能性があること。</u></p> <p>b. <u>製品及びその副産物等が、環境および生物多様性が危害を受けやすい環境に流出する可能性、および危害が発生する可能性。</u></p> <p>2. <u>短寿命又は使い捨てであること、再利用・リサイクルや堆肥化できないこと、他プラスチックのリサイクルや堆肥化を妨げること、リサイクル材の品質・安全性に悪影響を及ぼすことなど、循環的でないこと。</u></p> <p>and/or</p> <p>「回避可能」の基準</p> <p>1. 製品の使用が必須ではないこと。</p> <p>2. 製品は、<u>代替可能であるか、耐久性、再利用性、詰め替え可能性、改修可能性、再利用及びリサイクル能力を適切に向上させるべく設計改善可能なこと。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 発泡ポリスチレン（EPS）包装 ◆ ポリスチレン（PS）包装（EPS、XPS、またはその他の発泡プラスチック製の飲料容器および飲料用カップ、調理済み食品容器など） ◆ ポリ塩化ビニル（PVC）包装 ◆ ポリ塩化ビニリデン（PVDC）、またはポリ二塩化ビニリデン包装 ◆ ポリエチレンテレフタレートグリコール（PETG）包装 ◆ オキシ分解性製品 ◆ 使い捨ておよび短寿命のプラスチック製品 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 風船に取り付けたり支えたりする棒 ➢ ストロー（医療用を除く） ➢ 飲料用マドラー ➢ 皿 ➢ カトラリー（フォーク、ナイフ、スプーン、箸） ➢ 綿棒（医療用を除く） ◆ タバコフィルター

【参考】規制対象となるマイクロプラスチック利用製品の例示

- ◆ マイクロプラスチックは一般的に5mm以下のプラスチック片とされているが、具体的な定義は今後の交渉事項。また、規制措置の態様（ポジティブリスト方式／ネガティブリスト方式）、レベル（禁止、段階的削減等）、例外措置／禁止対象のクライテリア、具体的な対象品目の特定は、いずれも今後の交渉事項。

	オプション1 (世界で一律規制) ※共通の例外リストあり	オプション2 (各国規制) ※共通の基準あり
本文	1. 各締約国は、 <u>例外リスト（共通）を除き、意図的マイクロプラ含有のプラ・製品の生産・製造段階での使用・販売・流通・輸出入を不許可。</u>	1. <u>各締約国は、基準（共通）に基づき、各国で意図的マイクロプラ含有のプラ・製品を特定（注）し、の生産・製造段階での使用・販売・流通・輸出入の管理・制限・不許可等、必要な措置をとる。</u> 2. 各締約国は、透明性促進のための、オンライン登録簿により情報共有。
附属書	・マイクロプラスチックの <u>使用許可リスト（例外リスト）</u>	・意図的に添加されたマイクロプラ含有のプラ・製品のリストを国内で決定するための <u>基準</u>

注：事務局作成の交渉資料では、マイクロプラスチック利用製品として、化粧品、洗浄剤／洗剤、肥料、衛生用品、パーソナルケア製品を例示しており、これら製品を各国が規制対象として特定することが想定されている。

プラスチック条約：第4回政府間交渉委員会（INC4）結果概要

2024年6月
外務省・環境省・経産省

- 2024年4月23日～29日、INC4がカナダ（オタワ）において開催され、第3回政府間交渉委員会（INC3）を受けて作成された条文案の改定版を基に、条文案（オプション）について整理・統合の議論が行われた。
- ※ これまでに2022年11月にINC1（ウルグアイ）、2023年5月にINC2（フランス）、2023年11月にINC3（ケニア）において交渉会合を実施。

1. INC4での議論及び成果

- INC4では、①条約の前文・スコープ・目的・原則、②主要義務規定（一次プラスチックポリマー、懸念のある化学物質・ポリマー、問題があり回避可能なプラスチック製品、製品設計、拡大生産者責任（EPR）、廃棄物管理等）、③条約の実施手段・措置（資金・技術支援、国別行動計画等）等の分野毎に複数のグループに分かれて議論。
- 交渉の結果、オプションの整理・統合が進んだ分野もあった一方、追加的なオプションの提案がなされ、意見の集約には至らなかった分野もあった。その上で、統合した条文案をINC5における交渉文書とし、2024年末までの作業完了に向けた努力の継続を確認。
- また、今年11月のINC5までの会期間に、①プラスチック製品、懸念のある化学物質、製品設計等の基準など主要義務規定、②資金・技術支援等の実施手段に関して専門的・技術的な作業を進めることが合意され、それぞれについて専門家会合の開催を決定。
- 加えて、条約案の法的確認等を行うグループ（リーガル・ドラフティング・グループ）の設置も決定（INC5で作業開始）。

2. 日本の主張

- ① 条約の目的に明確な年限目標が必要であり、2040年までの追加的汚染をゼロにする野心を盛り込むべきこと
- ② 条約に基づく各国の包括的な義務として、社会全体でプラスチック資源循環メカニズムを構築し、生産から廃棄物管理に至るまでのライフサイクル全体で対応に取り組む規定が必要であること
- ③ 個々の義務規定はプラスチック汚染を抑制するために効果的な措置であることが必要。世界一律の生産制限ではなく、使い捨てプラスチックの削減、環境に配慮した製品設計、リユース・リサイクル及び適正な廃棄物管理といった面で野心的に取り組んでいくべきこと
- ④ 条約の実施に関する支援は、廃棄物管理のための基礎的な社会システムの構築が重要であり、効率的、効果的な措置に重点化し、真に必要な国に対して持続可能な方法で提供されるべきこと
- ⑤ 国別行動計画の策定・報告や実施状況の進捗確認のための定期的なレビューが重要であること、等を主張。

また、包括的な義務規定、製品設計、条約の実施に関する支援等について具体的な提案を行うなど、交渉の進展に貢献。

3. 今後の予定



(参考) INC4後のテキストの例

1. [[Primary [and secondary] plastic polymers]

Alt title: [Plastic polymers]

[Option 0]

No text. No provision]

[Option 1]

1. [[Parties] [are encouraged to] [Each Party], [based on common but differentiated responsibilities] [sustainable economic growth and development and eradicate poverty] [taking into consideration their respective capabilities and national circumstances,] [shall] [may endeavour to] take [the] [necessary] measures [[to prevent and [mitigate] [remove] the [potential for adverse] impacts on human health [and][or] the environment [especially biodiversity] from the [production] [use] of [[primary] plastic polymers] [of concern] [to environment and human health] [and [secondary plastics polymers], [including their [feedstocks] and [precursors]]]] [to [manage] [address] [promote] [sustainable] production and consumption of plastics through product design and environmentally sound waste management, including through resource efficiency and circular economy approaches.] [Merge with II.8]

[OP1 alt. No text.]

OP1 alt 2 [Each Party [is encouraged to] shall [subject to availability of credible and affordable substitutes] take measures [manage the plastics] to [[reduce] [promote] demand for [[primary plastic] polymers]] [that present a risk [of concern] to human health or the environment and] to promote sustainable production and consumption of plastic throughout its lifecycle.]

[OP1 alt 3 Parties shall take necessary measures to ensure the sustainable production of plastic for the purpose of preventing and mitigating impacts on the environment, taking into account respective national capacities and circumstances]

[OP1 bis Each party shall [is encouraged] provide to the secretariat within [three months] [a period it deems appropriate] of becoming a party [statistical] [publicly available] data on their annual production, imports and exports of [primary plastic polymers] [and secondary plastic polymers] [with due regard to protection of business and state confidential information], including types and quantities for [2025] [and each period thereafter] specified in part IV.3 on reporting on progress or [the best possible estimates of such data] where actual data is not available.] (Proposed placement: move to Part IV)

テキスト全体:

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/45858/Compilation_Text.pdf